

広島県行政組織規則及び広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六十七号

広島県行政組織規則及び広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(広島県行政組織規則の一部改正)

第一条 広島県行政組織規則(昭和三十九年広島県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第八条業務プロセス改革課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

(広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成十六年広島県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。